

基礎編①「論題充当性」の本質的側面

NADE 監事 渡辺 徹

手を拍てば

鳥は飛び立つ 鯉は寄る

女中茶を持つ 猿沢の池

<よみ人しらず>

●今回のテーマ：「ゴーカート」問題

皆さん、ゴーカートはご存知ですよね？ 遊園地にある乗り物で、操作はハンドルとアクセル、ブレーキだけという、小型エンジン付きの四輪車のことです。

で、いきなり問題です。

問1：ゴーカートが含まれるように「自動車の定義」を考えてください。

問2：ゴーカートが含まれないような「自動車の定義」を考えてください。

●それって、どういう「意味」ですか？

前回の「野菜論題」は仮想的な事例ですので、この論題で試合をすることは、まずないでしょう。とはいえ、論題に解釈の余地がある限り、換言すれば肯定側のプランが固定化され、それ以外のプランは出してはいけないとでも事前に指定されてもしない限り、論題充当性の問題は必ず政策ディベートにつきまとう問題なのです。

例えば、先ごろ東北地区では、2004年度の共通論題を策定し、「日本は動物園を廃止すべきである。是か非か」に取り組むことになったそうです。

(詳しくは、

<http://www.debate.shadow.ne.jp/tdn/>

をご参照下さい)

で、問題になるのが「【動物園】が、何を意味するか？」という点です。ここで「意味する」とは「その言葉が、何かの実体や概念を具体的に指し示すこと」とご理解ください。では、いっしょに考えてみましょう。

- ある動物好きのおじさんが様々なペットを飼っていて、「ミニチュア動物園」という看板を掲げて、訪れる人には誰でも自由に見せてあげていたとき、それは【動物園】でしょうか？
- サファリパークは【動物園】でしょうか？
- 水族館は【動物園】でしょうか？
- シーパラダイスは【動物園】でしょうか？
- サーカスは【動物園】でしょうか？
- 日光猿軍団は【動物園】でしょうか？

興味深い点は、この論題には「すべての」という語句が入っていないことです。ということは、【動物園】とみなせる施設を残らずというのはもちろんのこと、1箇所でも廃止すれば、論題を満たすプランだという解釈が可能になるということです。

とすれば、もっともなものから一見珍妙なもので、さまざまなプランが、とりあえず想定できます。例えば、こんな風に。

- ・ 「官営・民営をとわず、動物園を名乗る施設をすべて閉鎖する」
- ・ 「富士サファリパークを閉鎖する」
- ・ 「サンシャイン水族館を閉鎖する」
- ・ 「八景島シーパラダイスを閉鎖する」
- ・ 「サーカスの営業を禁止する」
- ・ 「日光猿軍団を解散させる」

などなど。キリがないので、この辺でやめておきましょう。

このように一見簡単に見える「動物園」論題ですら、論題に含まれる語句の中に解釈の余地が広がっています。この解釈の広がりゆえに、ありうる「論題充当的なプラン」もまた広がりをみせるのです。

●論題とプランとの基本的な関係を検証する

ディベート甲子園のルールには、こうあります。

第11条 立論

立論の役割と要素

肯定側立論では、論題を肯定すべきことを主張します。その際、必要な根拠はすべて提示しなければなりません。肯定側立論の要素は、1) 定義、2) プラン、3) メリット、を原則とします。

否定側立論では、論題を否定すべきことを主張します。その際、必要な根拠はすべて提示しなければなりません。否定側立論の要素は、1) 定義、2) プラン、3) デメリット、を原則とします。

立論の構成要素として論題の「定義」が入っているのは、キチンとした理由があります。「動物園」論題を見てもおわかりのように、論題上の語句には、まずまちがいがなく、解釈の余地がありません（ここでいう「解釈」とは「文章や事象の意味などを、読み手の論理に従って理解すること」としてご理解ください）。解釈にバリエーションがあるが故に、ある一定の解釈を選択、提示すること、すなわち【定義を与えること】が、プラン提出の前提として必要になってきます。

さらに、論題の意味する範囲が定義によってある程度明確にされたとしても、政策として実施するのに必要な諸般の事柄までもが具体化されているとは限りません。今年の中学論題を例にとれば、「『有料化』とは『一回の利用につき定額の支払いを利用者に義務づける』こと」と定義したとしても、「その支払い額がいくらか？」が明確化されなければ、料金徴収にあたる人は大変困るでしょう。たちどころに救急車有料化政策の執行が覚束なくなります。そこで、実際に執行可能と思えるレベルまで、例えば「1回の利用につき1万円を課す」という風に具体的な事柄を設定した政策行為を特定する必要があります。この一連の具体的政策行為こそが、「プラン」です。

話は、なお続きます。「論題で述べられた政策を実施する具体的な方法」たる「プラン」は、「論題の範囲の中になければならない」というのはル

ール11条で念をおされるまでもなく明らかです（そうでなければ、プランに由来するメリットが論題を肯定できなくなりますから）。では、どうすればプランが論題の範囲内に収まるのか。それは、論題解釈の一つであり、プラン提出の前提として機能するところの「定義」に沿い、「その範囲内」で具体的な事柄を設定することを通じてプランを構築することで担保されます。

以上の、少々くどい議論は、論題充当性の原初的な論点ですので、あえて再整理しておきます。即ち、あるプランが「論題充当的である」場合、論題・定義・プランの間には、以下のような関係が成立するということなのです。

【論題、定義、プランの相互関係】

論題 ⊃ (論題解釈の一つである) 定義 ⊃ (具体的政策行為としての) プラン

●次回予告と「ゴーカート」問題の解

以上の議論をふまえた上で、今回は、論題充当性を実際に試合中の議論として準備、提出する際に議論すべき論点、いわば「型」について、解説を行いたいと思います。

最後に、今回冒頭に出題した「ゴーカート」問題に、解答例を示しておきましょう。

問1への解:「エンジンの力で車輪を回転させて、地上を自由に走ることができる四輪車」

問2への解:「エンジンの力で車輪を回転させて、地上を自由に走ることができる四輪車で、公道の上を走行することが法律によって認められているもの」

いかがでしょうか？ これはあくまでも一例です。最善の例であるとは限りません。余裕があれば、できるだけ多様な、かつ一般人に納得のいくような「別解」を、皆さんで考案してみてください。また、シーズンオフ期間におけるディベート基礎体力向上のための頭の体操としても、この「定義づくり」はお勧めです。お試しください。